

令和8年2月16日  
 課名 労働委員会事務局  
 担当者 主任労働監 伊藤  
 内線 5162

## 令和7年の労使紛争の処理状況等について

### 1 概要

労使紛争の処理機関である労働委員会では、取組の方向性等を定めた「広島県労働委員会活動指針」に基づき、集団的労使紛争及び個別労働関係紛争の迅速・的確な処理に取り組むとともに、紛争の未然防止や自律的解決への支援、関係機関との連携活動等の取組を行った。

### 2 紛争処理等の状況（令和7年1月～12月）

#### (1) 不当労働行為の審査

(単位:件)

区分	前年からの繰越し	新規係属	計	終結			R2～R6の平均取扱件数
不当労働行為の審査	3	4	7	1	命令	1	5.0
					和解	0	
					取下げ	0	
行政訴訟	0	0	0	0			1.2

- 新規申立て4件のうち3件は、企業や職種に関係なく個人で加入できる合同労組からの申立てであった。
- 平均処理日数は362日であった[処理目標期間は1年]。

#### (2) 労働争議の調整

(単位:件)

区分	前年からの繰越し	新規係属	計	終結			R2～R6の平均取扱件数	
労働争議の調整	あっせん	0	4	4	解決	1	2.2	
						打切り		
調停・仲裁	0	0	0	取下げ			0	
新規申請4件のうち3件は、合同労組からの申請であった。								
平均処理日数は46.7日であった[処理目標期間は90日]。								

#### (3) 個別労働関係紛争のあっせん

(単位:件)

区分	前年からの繰越し	新規係属	計	終結			R2～R6の平均取扱件数
個別労働関係紛争のあっせん	0	13	13	11	解決	5	9.0

- 新規申請のあっせんを事項別（重複あり）で見ると、「パワハラ・嫌がらせ」が6件と最も多く、次いで「解雇・雇止め」及び「退職」がそれぞれ3件となっている。
- 終結した11件の内訳は、解決が5件、打切りが6件であり、打切りの内訳は、被申請者によるあっせん拒否が5件、当事者によるあっせん案の受諾拒否が1件である。
- 平均処理日数は33.2日であった[処理目標期間は30日]。

### 3 労働委員会活動指針に基づくその他の主な取組

#### (1) 紛争の未然防止や自律的解決への支援

紛争当事者による自律的な紛争解決の支援や紛争の未然防止を図るため、出前講座の実施、経済団体機関紙への事例掲載等を行った。

## ○ 出前講座

例年、教育機関、経済団体等を対象に実施しており、令和7年は次の3件を開催した。

団体等	開催日	概要
県教育委員会	5月21日 及び22日	事務局職員が、高等学校の就職支援教員などを対象に、賃金や労働時間等に関する基本的な労働ルールの解説や労働契約の締結に当たっての注意点等の説明を行った。
日本基幹産業労働組合連合会広島県本部幹事会	5月26日	事務局職員が、労働組合の役員を対象に、労働委員会の役割や担当業務、労使間の紛争事例等について説明を行った。
広島修道大学	12月11日	公益委員が、学生を対象に、労働法や労働問題の基礎知識、労働委員会制度の概要などについての説明を行った。

## ○ 機関紙への記事掲載等

広島県経営者協会の会報に、「性的マイノリティへの配慮」、「中途採用者の内定取消」といった労使間で問題となるテーマについての解説記事を定期的に掲載した。

また、広島商工会議所等の県内経済団体や労働団体（連合広島）等に対し、労働委員会制度の周知と各団体のホームページへの関係記事の掲載を依頼した。

## (2) 関係機関との連携活動

### ○ 労使関係セミナー

広島労働局、広島県商工労働局、法テラス広島、広島弁護士会及び広島県社会保険労務士会で構成する『労働紛争解決ネット広島』と中央労働委員会の共催により、県民を対象としたセミナー（基調講演（テーマは「カスタマーハラスメント対策～判例の動向や法改正のポイント～」）及びパネルディスカッション）を開催した（参加者 117 名）。



#### ○ 運営協議会等の開催等

『労働紛争解決ネット広島』の運営協議会・担当者会議を開催し、各機関の運営状況等について情報共有を図った。